

国の動向等について

1. 虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法平成23年)による。令和4年度報酬改定から施設・事業所による虐待防止措置(①虐待防止委員会の設置、②虐待防止責任者の配置、③職員研修の実施)が義務化。

2. 重層的支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて令和3年の改正社会福祉法で、重層的支援体制整備事業に関する事項が新設。本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め継続的な伴奏支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制の構築を行う。

3. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法平成29年改正)で、地域移行・地域生活支援、地域包括ケアシステムとの連携を明記。令和4年の同改正により市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象に「精神保健に関する課題を抱えるもの」が追加。

3. インクルーシブ教育の推進

令和5年3月にとりまとめられた「通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」にて実証的な検証を実施。

4. 地域移行の推進

厚生労働省が「地域移行の加速」を自治体へ通知。

国の障害福祉計画(第8期)で地域移行の数値目標を強化。(令和6年～令和8年)

5. 災害時の要援護者支援

災害対策基本法改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携。施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載、情報伝達について総務省はJアラートの改善等実施。

6. 高次脳機能障害者への支援体制

高次脳機能障害者支援法の制定(令和8年4月)

高次脳機能障害者の生活全般(医療・リハ・生活・就労)を通じた「切れ目ない支援」と、都道府県等における支援センター・相談体制の整備を法定化。

7. 地域における相談支援体制の充実強化

地域生活支援事業として、専門性の高い相談支援（高次脳機能障害等）や基幹相談支援センターの設置を推進。令和 6 年度障がい福祉サービス報酬改定においても相談支援の質の向上が重点項目に。

8. 合理的配慮の義務化

障害者差別解消法の改正（施行：平成 28 年 4 月、改正法施行：令和 6 年 4 月）

行政機関等には当初から合理的配慮の提供義務、民間事業者には「努力義務」とされていたが、改正により民間にも合理的配慮の提供が法的義務として拡大。

9. 医療的ケア児支援の提供体制の整備

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定（医療的ケア児支援法・施行：令和 3 年 9 月）

医療的ケア児の支援を国・自治体の責務として明記し、市町村の支援協議会設置、コーディネーター配置、保育・教育・福祉・医療の連携体制整備を規定。

児童福祉法・学校教育法等の関連法改正と合わせ、在宅生活・通学支援・レスパイト等の体制を強化。

10. 障害者雇用率の引き上げ

事業主に対する法定雇用率の義務付けと、段階的な引き上げを実施。

令和 6 年 4 月に民間企業の法定雇用率を 2.5%へ引き上げ、令和 8 年には 2.7%への引き上げが予定されるなど、雇用拡大を継続的に推進。

11. スポーツ・文化芸術活動の振興

スポーツ庁の「第3期スポーツ基本計画（令和4年～8年）」において障がい者スポーツは「共生社会の実現の柱」として位置づけ。

令和3年から「障害者文化芸術活動推進事業」を拡充。翌年以降、全国の「障害者文化芸術活動支援センター」の整備を推進。

12. 読書バリアフリー法

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（いわゆる読書バリアフリー法・施行：令和元年 6 月）

令和7年「第2期読書バリアフリー基本計画」策定。デジタル読書環境の整備、図書館のアクセシビリティ標準化等。